

写

前橋市教育委員会告示第15号

前橋市教育委員会11月定例会を次のとおり招集します。

平成28年11月11日

前橋市教育委員会

委員長 村山昌暢

記

1 日 時 平成28年11月16日(水) 午後3時00分

2 場 所 市役所11階南会議室

3 付議事件

- (1) 議案第30号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
- (2) 議案第31号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(条例)の作成に対する意見について
- (3) 議案第32号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
- (4) 議案第33号 前橋市教育委員会公印規則等の改正について

平成28年11月定例教育委員会提出事項

1 教育長報告

2 提出議案

議案番号	件名	所管課
30	平成28年第4回定例市議会提出予定議案（予算）の作成に対する意見について	総務課
31	平成28年第4回定例市議会提出予定議案（条例）の作成に対する意見について	総務課 生涯学習課
32	平成28年第4回定例市議会提出予定議案（事件）の作成に対する意見について	生涯学習課
33	前橋市教育委員会公印規則等の改正について	学校教育課 総合教育プラザ

3 その他

- (1) 行事について (総務課)
- (2) 前橋市学校給食西部・南部共同調理場調理等業務委託業者の選定結果について (総務課)
- (3) 第52回前橋市青少年健全育成大会の結果について (青少年課)

議 事 日 程 第 1 号

前橋市教育委員会 11月定例会
平成28年11月16日(水)
午後3時00分開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名委員の指名

第3 教育長提出の諸報告

第4 教育長提出議案の付議

- (1) 議案第30号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
- (2) 議案第31号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(条例)の作成に対する意見について
- (3) 議案第32号 平成28年第4回定例市議会提出予定議案(事件)の作成に対する意見について
- (4) 議案第33号 前橋市教育委員会公印規則等の改正について

第5 そ の 他

- (1) 行事について
- (2) 前橋市学校給食西部・南部共同調理場調理等業務委託業者の選定結果について
- (3) 第52回前橋市青少年健全育成大会の結果について

教育委員会議案第 33 号

前橋市教育委員会公印規則等の改正について

前橋市教育委員会公印規則等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 11 月 16 日提出

前橋市教育委員会
教育長 佐藤 博之

前橋市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則を次のとおり公布します。

平成28年11月 日

前橋市教育委員会

委員長 村 山 昌 暢

前橋市教育委員会規則第 号

前橋市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(前橋市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 前橋市教育委員会公印規則(昭和44年前橋市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1前橋市立小学校印の項及び前橋市立小学校長印の項中「47」を「46」に改め、同表前橋市立幼稚園印の項及び前橋市立幼稚園長印の項中「4」を「3」に改める。

(前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和54年前橋市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1朝倉小学校の項中「朝倉小学校」を「わかば小学校」に、「朝倉町四丁目」を「朝倉町四丁目 後閑町の一部 広瀬町一丁目 広瀬町二丁目の一部」に改め、同表天神小学校の項を削り、同表白川小学校の項中「富士見町赤城山の一部」を「富士見町赤城山」に改め、同表白川小学校赤城山分校の項を削る。

別表第2富士見中学校の項中「富士見町赤城山の一部」を「富士見町赤城山」に改め、同表富士見中学校赤城山分校の項を削る。

(前橋市立学校の施設の利用に関する規則の一部改正)

第3条 前橋市立学校の施設の利用に関する規則(平成15年前橋市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校の施設並びに」を削る。

第2条中「(前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校を除く。)」を削る。

(前橋市立富士見中学校テニスコート等の利用に関する規則の一部改正)

第4条 前橋市立富士見中学校テニスコート等の利用に関する規則（平成21年前橋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則

前文中「前橋市立富士見中学校テニスコート等」を「前橋市立富士見中学校テニスコート」に改める。

第1条中「並びに前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校（以下これらを「赤城山分校」という。）」を削る。

第2条中「赤城山分校の建物その他の工作物及び土地」を「その附属施設」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 市内団体

第5条第1項中「（様式第1号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第2号）」を削り、同条第2項中「（様式第3号）」を削る。

第7条第1項中「（様式第4号）」を削り、同条第2項中「（様式第5号）」を削る。

第10条第1項中「（様式第6号）」を削り、同条第2項中「（様式第7号）」を削る。

第11条第2項中「（様式第8号）」を削る。

第13条中「（様式第9号）」を削る。

第16条中「（様式第10号）」を削る。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（書式の様式）

第17条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。

- (1) 学校施設利用団体登録申請書
- (2) 学校施設利用申請書
- (3) 学校施設利用許可書
- (4) 学校施設使用料免除申請書
- (5) 学校施設使用料免除決定通知書
- (6) 学校施設利用変更・取消申請書
- (7) 学校施設利用変更・取消許可書
- (8) 学校施設使用料還付申請書
- (9) 事故発生報告書

(10) 学校施設利用日誌
別表赤城山分校の項を削る。
様式を削る。

(前橋市立幼稚園管理規則の一部改正)

第5条 前橋市立幼稚園管理規則（昭和52年前橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の表前橋市立大胡幼稚園の項中「前橋市立大胡幼稚園」を「前橋市立おおご幼稚園」に改め、同表前橋市立大胡東幼稚園の項を削る。

(前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第6条 前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則（昭和42年前橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表前橋市学校給食南部共同調理場の項中「前橋市立朝倉小学校」を「前橋市立わかば小学校」に改め、「前橋市立天神小学校」を削り、同表前橋市学校給食北部共同調理場の項中「前橋市立大胡幼稚園」を「前橋市立おおご幼稚園」に改め、「前橋市立大胡東幼稚園」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に朝倉小学校及び天神小学校を就学すべき小学校として指定された者は、施行日においてわかば小学校を就学すべき小学校として指定されたものとみなす。
- 3 平成29年度にわかば小学校に入学する者に対する第2条の規定による改正後の前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則別表第1の規定の適用に当たり必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 施行日前に大胡幼稚園及び大胡東幼稚園への入園を許可された者は、施行日においておおご幼稚園への入園を許可されたものとみなす。
- 5 平成29年度におおご幼稚園に入園するために必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

前橋市教育委員会公印規則等の改正について（議案第33号）

学校教育課・総合教育プラザ

1 改正の理由

- (1) 朝倉小学校及び天神小学校並びに大胡幼稚園及び大胡東幼稚園の統合に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。
- (2) 白川小学校赤城山分校及び富士見中学校赤城山分校の廃止に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 前橋市立小学校印及び前橋市立小学校長印の個数を47から46とし、前橋市立幼稚園印及び前橋市立幼稚園長印の個数を4から3とする。
- (2) 朝倉小学校及び天神小学校の通学区域について、統合後のわかば小学校の通学区域とする。
- (3) 白川小学校赤城山分校及び富士見中学校赤城山分校を市民等が利用できる前橋市立の学校施設から除く。
- (4) 統合後のわかば小学校を前橋市学校給食南部共同調理場の対象校とし、統合後のおおご幼稚園を前橋市学校給食北部共同調理場の対象校とする。

3 施行期日

平成29年4月1日

前橋市教育委員会公印規則新旧対照表(第1条関係)

改正案							現行						
別表第1(第3条関係)							別表第1(第3条関係)						
種類、名称	個数	ひな形番号	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	保管責任者	種類、名称	個数	ひな形番号	寸法(ミリメートル)	書体	使用区分	保管責任者
省略							省略						
前橋市立小学校印	46	省略					前橋市立小学校印	47	省略				
前橋市立小学校長印	46	省略					前橋市立小学校長印	47	省略				
省略							省略						
前橋市立幼稚園印	3	省略					前橋市立幼稚園印	4	省略				
前橋市立幼稚園長印	3	省略					前橋市立幼稚園長印	4	省略				
省略							省略						

前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則新旧対照表(第2条関係)

改正案		現行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
学校名	町名	学校名	町名
省略		省略	
山王小学校	省略	山王小学校	省略
わかば小学校	朝倉町一丁目 朝倉町二丁目 朝倉町三丁目 朝倉町四丁目 後閑町の一部 広瀬町一丁目 広瀬町二丁目の一部	朝倉小学校	朝倉町一丁目 朝倉町二丁目 朝倉町三丁目 朝倉町四丁目
上川淵小学校	省略	天神小学校	後閑町の一部 広瀬町一丁目 広瀬町二丁目 の一部
省略		上川淵小学校	省略
白川小学校	富士見町小暮の一部 富士見町皆沢 富士見町石井の一部 富士見町赤城山	省略	
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
白川小学校	富士見町小暮の一部 富士見町皆沢 富士見町石井の一部 富士見町赤城山の一部	白川小学校	富士見町小暮の一部 富士見町皆沢 富士見町石井の一部 富士見町赤城山の一部
白川小学校赤城山分校	富士見町赤城山の一部	白川小学校赤城山分校	富士見町赤城山の一部
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)	
富士見中学校	富士見町田島 富士見町引田 富士見町横室 富士見町原之郷 富士見町小沢 富士見町米野 富士見町時沢 富士見町小暮 富士見町石井 富士見町漆窪 富士見町市之木場 富士見町山口 富士見町皆沢 富士見町赤城山	富士見中学校	富士見町田島 富士見町引田 富士見町横室 富士見町原之郷 富士見町小沢 富士見町米野 富士見町時沢 富士見町小暮 富士見町石井 富士見町漆窪 富士見町市之木場 富士見町山口 富士見町皆沢 富士見町赤城山の一部
富士見中学校赤城山分校	富士見町赤城山の一部	富士見中学校赤城山分校	富士見町赤城山の一部

前橋市立学校の施設の利用に関する規則新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
(目的) 第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で市立学校の施設(前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。)を市民の利用に供することにより、青少年の健全育成及び地域文化、	(目的) 第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で市立学校の施設(前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校の施設並びに前橋市立富士見中学校のテニス

<p>地域スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>(学校施設)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、前橋市立学校設置条例(昭和39年前橋市条例第29号)第2条に規定する市立学校の建物その他の工作物及び土地(前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。)をいう。</p>	<p>コートを除く。)を市民の利用に供することにより、青少年の健全育成及び地域文化、地域スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>(学校施設)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、前橋市立学校設置条例(昭和39年前橋市条例第29号)第2条に規定する市立学校(前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校を除く。)の建物その他の工作物及び土地(前橋市立富士見中学校のテニスコートを除く。)をいう。</p>
--	--

前橋市立富士見中学校テニスコート等の利用に関する規則新旧対照表(第4条関係)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">○前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則</p> <p>前橋市立富士見中学校テニスコートの利用に関する規則を次のように定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で前橋市立富士見中学校のテニスコート(以下「テニスコート」という。)の施設を市民等の利用に供することにより、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>(学校施設)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、テニスコート及び<u>その附属施設</u>をいう。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) <u>市内団体</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用団体の登録)</p> <p>第5条 学校施設を利用しようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書に、必要な書類を添えて教育長に提出し、団体の登録を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の属する月の前月の20日までに学校施設利用申請書を教育長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">○前橋市立富士見中学校テニスコート等の利用に関する規則</p> <p>前橋市立富士見中学校テニスコート等の利用に関する規則を次のように定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲内で前橋市立富士見中学校のテニスコート(以下「テニスコート」という。)並びに前橋市立白川小学校赤城山分校及び前橋市立富士見中学校赤城山分校(以下これらを「赤城山分校」という。)の施設を市民等の利用に供することにより、青少年の健全育成、地域文化及び地域スポーツの振興を図ることを目的とする。</p> <p>(学校施設)</p> <p>第2条 この規則において「学校施設」とは、テニスコート及び<u>赤城山分校の建物その他の工作物及び土地</u>をいう。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) <u>市内団体。ただし、赤城山分校に係わる施設の利用については、10人以上で構成する団体</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(利用団体の登録)</p> <p>第5条 学校施設を利用しようとする団体は、学校施設利用団体登録申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて教育長に提出し、団体の登録を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(利用の申請及び許可)</p> <p>第6条 学校施設の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用しようとする日の属する月の前月の20日までに学校施設利用申請書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。</p>

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用許可書を交付するものとする。

3～4 省略

(使用料の免除)

第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書を交付するものとする。

3 省略

(利用の変更等)

第10条 利用団体は、許可を受けている事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学校施設利用変更・取消申請書を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用変更・取消許可書を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 省略

2 使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

(事故の報告)

第13条 利用団体は、事故が発生したときには、直ちに事故発生報告書を教育長に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第16条 利用団体は、学校施設を利用したときは、学校施設利用日誌に利用状況を記載し、教育長へ提出しなければならない。

(書類の様式)

第17条 次に掲げる書類の様式は、教育長が別に定める。

(1) 学校施設利用団体登録申請書

(2) 学校施設利用申請書

(3) 学校施設利用許可書

(4) 学校施設使用料免除申請書

(5) 学校施設使用料免除決定通知書

(6) 学校施設利用変更・取消申請書

(7) 学校施設利用変更・取消許可書

(8) 学校施設使用料還付申請書

(9) 事故発生報告書

(10) 学校施設利用日誌

(委任)

第18条 省略

別表(第3条関係)

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用許可書(様式第3号)を交付するものとする。

3～4 省略

(使用料の免除)

第7条 使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用料免除申請書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設使用料免除決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

3 省略

(利用の変更等)

第10条 利用団体は、許可を受けている事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、学校施設利用変更・取消申請書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請者に対し、学校施設利用変更・取消許可書(様式第7号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 省略

2 使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書(様式第8号)に、必要な書類を添えて教育長に申請しなければならない。

(事故の報告)

第13条 利用団体は、事故が発生したときには、直ちに事故発生報告書(様式第9号)を教育長に提出しなければならない。

(利用状況の報告)

第16条 利用団体は、学校施設を利用したときは、学校施設利用日誌(様式第10号)に利用状況を記載し、教育長へ提出しなければならない。

(委任)

第17条 省略

別表(第3条関係)

学校施設	利用日	利用時間
テニスコート	休日等	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日から10月30日までは午前6時から午後9時まで)
	平日	午後6時から午後9時まで

備考 省略

学校施設	利用日	利用時間
テニスコート	休日等	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日から10月30日までは午前6時から午後9時まで)
	平日	午後6時から午後9時まで
赤城山分校	5月1日から10月30日まで	午前0時から翌日の午前0時まで

備考 省略

前橋市立幼稚園管理規則新旧対照表(第5条関係)

改正案	現 行																											
(幼児定員及び学級数) 第11条 幼稚園の幼児定員及び学級数は、次のとおりとする。	(幼児定員及び学級数) 第11条 幼稚園の幼児定員及び学級数は、次のとおりとする。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>幼児定員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市立まえばし幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>前橋市立おおご幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>前橋市立宮城幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園名	幼児定員	学級数	前橋市立まえばし幼稚園	180人	7	前橋市立おおご幼稚園	180人	7	前橋市立宮城幼稚園	180人	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>幼児定員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市立まえばし幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>前橋市立大胡幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>前橋市立大胡東幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>前橋市立宮城幼稚園</td> <td>180人</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園名	幼児定員	学級数	前橋市立まえばし幼稚園	180人	7	前橋市立大胡幼稚園	180人	7	前橋市立大胡東幼稚園	180人	7	前橋市立宮城幼稚園	180人	7
幼稚園名	幼児定員	学級数																										
前橋市立まえばし幼稚園	180人	7																										
前橋市立おおご幼稚園	180人	7																										
前橋市立宮城幼稚園	180人	7																										
幼稚園名	幼児定員	学級数																										
前橋市立まえばし幼稚園	180人	7																										
前橋市立大胡幼稚園	180人	7																										
前橋市立大胡東幼稚園	180人	7																										
前橋市立宮城幼稚園	180人	7																										

前橋市学校給食共同調理場の管理及び運営に関する規則新旧対照表(第6条関係)

改正案	現 行																		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市学校給食南部共同調理場</td> <td>省略 前橋市立山王小学校 前橋市立わかば小学校 前橋市立上川淵小学校 省略</td> </tr> <tr> <td>前橋市学校給食北部共同調理場</td> <td>省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立おおご幼稚園</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	対象校	前橋市学校給食南部共同調理場	省略 前橋市立山王小学校 前橋市立わかば小学校 前橋市立上川淵小学校 省略	前橋市学校給食北部共同調理場	省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立おおご幼稚園	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>共同調理場</th> <th>対象校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>前橋市学校給食南部共同調理場</td> <td>省略 前橋市立山王小学校 前橋市立朝倉小学校 前橋市立天神小学校 前橋市立上川淵小学校 省略</td> </tr> <tr> <td>前橋市学校給食北部共同調理場</td> <td>省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立大胡幼稚園 前橋市立大胡東幼稚園</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	対象校	省略		前橋市学校給食南部共同調理場	省略 前橋市立山王小学校 前橋市立朝倉小学校 前橋市立天神小学校 前橋市立上川淵小学校 省略	前橋市学校給食北部共同調理場	省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立大胡幼稚園 前橋市立大胡東幼稚園	省略	
共同調理場	対象校																		
前橋市学校給食南部共同調理場	省略 前橋市立山王小学校 前橋市立わかば小学校 前橋市立上川淵小学校 省略																		
前橋市学校給食北部共同調理場	省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立おおご幼稚園																		
省略																			
共同調理場	対象校																		
省略																			
前橋市学校給食南部共同調理場	省略 前橋市立山王小学校 前橋市立朝倉小学校 前橋市立天神小学校 前橋市立上川淵小学校 省略																		
前橋市学校給食北部共同調理場	省略 前橋市立まえばし幼稚園 前橋市立大胡幼稚園 前橋市立大胡東幼稚園																		
省略																			

教育委員会12月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	木				
2	金				
3	土				
4	日	音楽活動支援事業 ミュージカル劇団エール公演	13:30～	中央公民館ホール	生涯学習課
5	月				
6	火	総括質問 1日目		議場	
7	水	総括質問 2日目		議場	
8	木	総括質問 3日目		議場	
9	金				
10	土	ぐんま方言かるた大会	9:00～12:00	児童文化センター	青少年課
11	日				
12	月				
13	火				
14	水				
15	木	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	金				
17	土				
18	日	市民芸術祭 児童文化センター演劇クラブ公演	昼の部 12:00～ 夜の部 17:00～	大胡シャンテ	青少年課
19	月	教育委員会12月定例会	13:00	3階32会議室	総務課
		第2回総合教育会議	15:00	3階31会議室	総務課
20	火				
21	水				
22	木	各学校(園)終業式 給食終了			
		クリスマスミニコンサート	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
23	金	冬のこどもフェスティバル おはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
		ぬいぐるみのおとまり会	15:00～17:00	前橋こども図書館	図書館
24	土	ぬいぐるみのおとまり会	10:00～11:00	前橋こども図書館	図書館
25	日				
26	月				
27	火				
28	水	仕事納め			
29	木				
30	金				
31	土				

教育委員会1月行事予定表

日	曜	行 事 名	時 間	場 所	担当課
1	日				
2	月				
3	火				
4	水	仕事始め			
5	木	新春おたのしみ会 リレーおはなし会	11:00～12:00 14:00～15:00	前橋こども図書館	図書館
6	金	前橋高崎連携文化財展(11日まで)	9:00～18:00	前橋元気プラザ21	文化財保護課
		新春おたのしみ会 紙芝居ライブ	11:00～12:00 14:00～15:00	前橋こども図書館	図書館
7	土	新春おたのしみ会 冬の昔話・民話のおはなし会	11:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
8	日	第69回前橋市成人祝	12:00～13:50	ヤマダグリーンドーム前橋	青少年課
9	月				
10	火	各学校(園)始業式 給食開始			
11	水				
12	木	前橋市教職員自作教材・教具展(～2月3日まで 日曜日・祝日は除く)	9:00～17:00 (土9:00～12:00)	総合教育プラザ	総合教育プラザ
13	金				
14	土				
15	日	市民の茶席	10:00～15:00	中央公民館3階ホワイエ	生涯学習課
16	月				
17	火				
18	水	教育委員会1月定例会(予定)	15:00	11階南会議室	総務課
19	木				
20	金				
21	土	親子わくわくフェスタ(群馬医療福祉大学との連携事業)	10:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
22	日				
23	月				
24	火	開館100周年記念事業 貴重資料コレクション展「酒井家と松平家」(～3/12)	平日 9:00～17:00 土日祝10:00～17:00	前橋市立図書館	
25	水				
26	木				
27	金	市小中学校書き初め作品展(～30日まで)	9:45～18:05 30日は15:00まで	前橋プラザ元気21	学校教育課
		開館100周年記念事業 ブックリサイクル(～29日まで)	10:30～12:00	前橋市立図書館	図書館
28	土	親子わくわくフェスタ(群馬医療福祉大学との連携事業)	10:00～12:00	前橋こども図書館	図書館
29	日	親子わくわくフェスタ(群馬医療福祉大学との連携事業)	10:00～12:00 13:00～15:00	前橋こども図書館	図書館
30	月				
31	火	市中学校体育連盟表彰式	14:00	総合福祉会館	学校教育課

前橋市学校給食西部・南部共同調理場調理等
業務委託業者の選定結果について

総務課

1 選定業者

【西部共同調理場】

・委託業務：調理
東京都台東区東上野 1-14-4
株式会社 東洋食品
代表取締役 荻久保 英男

【南部共同調理場】

・委託業務：調理及び配送
東京都台東区東上野 1-14-4
株式会社 東洋食品
代表取締役 荻久保 英男

2 選定方法

前橋市学校給食西部・南部共同調理場調理等業務委託業者選定委員会を組織し、学校給食の調理等業務のノウハウを有する業者を総合的に選定するため、公募型企画提案（プロポーザル）方式により、選定基準に基づき、【西部共同調理場】提案業者6者、【南部共同調理場】提案業者2者の提案内容を審査し、各委員による採点評価を行い、その集計結果をもって協議のうえ選定する方法とした。

3 選定委員会

委員は、専門的な分野や透明性を確保することを目的として7人を選任した。

吉澤 守和 委員（前橋市PTA連合会代表）
西菌 大実 委員（群馬大学教授）
藤田 佳代 委員（前橋保健所衛生検査課主任管理栄養士）
吉原 和子 委員（前橋市立小中学校長会代表）
小林 隆子 委員（西部共同調理場栄養教諭）
中川 恵美 委員（南部共同調理場栄養教諭）
関谷 仁 委員（前橋市教育委員会事務局教育次長）

4 選定基準

以下の事項を総合的に審査し、最も適当である業者を選定した。

- ①学校給食の意義や役割を十分理解していること。（西部・南部共同調理場とも）
- ②効率的かつ衛生管理の徹底が図れた人員体制となっていること。（同上）
- ③調理の作業工程、人材の安定的な確保が図れる体制となっていること。（同上）
- ④衛生管理や健康管理等の徹底が図られていること。（同上）
- ⑤研修教育や人材育成の体制が整っていること。（同上）
- ⑥学校給食の調理等業務の豊富な受託実績を有していること。（同上）
- ⑦業務に係る経費の節減を図ることができること。（同上）
- ⑧安定的な経営状況となっていること。（同上）
- ⑨安全に配慮した配送工程、人員体制となっていること。（南部共同調理場のみ）

5 主な選定理由

採点評価の最高得点業者であり、各委員による採点評価においても上位を占めており、総合的に適正な業者であること。

大規模な共同調理場の受託経験を多数有し、学校給食の調理等業務の豊富なノウハウがあること。

西部共同調理場、南部共同調理場ともに調理場に合わせた具体的な作業工程や作業動線等の提案があり、衛生管理体制も充実していること。

給食配送実績を多数有し、安全な配送に配慮した作業工程、非常時の人材確保体制が整えられていること。

第 5 2 回前橋市青少年健全育成大会の結果について

1 開催趣旨

青少年健全育成関係者が一堂に会し、共通の認識のもと市民として何ができるかを探るとともに、健全育成への気運を全市に向けて盛り上げる機会とするため、本大会を開催した。

2 主 催 前橋市教育委員会 前橋市青少年健全育成会連絡協議会
前橋市青少年育成推進員連絡協議会

3 共 催 前橋市小中学校校長会 前橋市PTA連合会
公益財団法人 日本教育公務員弘済会群馬支部

4 期 日 平成28年10月22日(土) 13:00～16:00
(受付12:30～)

5 会 場 前橋テルサ ホール(前橋市千代田町2-5-1)

6 テーマ 「子どもの主体性を育てる体験活動を充実させましょう」

7 次 第

【第1部】司会：前橋市立第三中学校生徒2名

(1) 開会のことば 前橋市青少年育成推進員連絡協議会 会長 中里 豊文

(2) 地域の芸能活動の発表 上川淵地区 下朝倉町子ども会

(3) 挨拶 前橋市青少年健全育成会連絡協議会 会長 北爪 一郎
前橋市教育委員会 教育長 佐藤 博之

(4) 祝 辞 前橋市長 山本 龍 様(代：中島総務部長)
前橋市議会議長 長沼 順一 様

(5) 来賓紹介 ※役職ごとに紹介

(6) 感謝状贈呈 五中地区青少年健全育成会 前会長 須藤 武 様

(7) 顕 彰 「前橋のこどもを明るく育てるための標語・絵画」入賞者16名

(8) 少年の主張 「被爆の記憶を世界へ」
みずき中学校3年 小淵 七波さん
「生きている証」

群馬大学教育学部附属中学校3年 飯塚 天音さん

【第2部】司会：青少年課育成係長

(9) 青少年健全育成実践発表

総社地区 総社地区子ども会育成団体連絡協議会

会長 桑原 きよ江 様

(10) 講師紹介 前橋市小中学校校長会 会長 茂木 仁

(11) 講 演 「大人になったら子どもになろう」

ー青少年健全育成自立への第一歩とは？サザエさん一家に学ぶマスオの社会教育考ー
俳優・声優 増岡 弘 先生

(12) 花束贈呈 前橋市PTA連合会 会長 吉澤 守和(代：青木)

(13) 決 議 前橋市青少年育成推進員連絡協議会 副会長 今井 和寿

(14) 閉会のことば 前橋市青少年健全育成会連絡協議会 副会長 根岸 勝行

8 参 加 者 626人

(内訳) 来賓、主催者、関係機関・団体等の関係者、学校関係者、一般